

令和6年度

いじめ防止基本方針



甲賀市立油日小学校

〒520-3421

滋賀県甲賀市甲賀町上野 1322 番地

電話 0748-88-2079

FAX 0748-88-8028

E-mail : koka30102032@city.koka.lg.jp

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義.....	- 1 -
3. いじめの禁止.....	- 1 -
4. いじめの未然防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制（例）（小学校例）	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
（1）いじめの未然防止のための取り組み.....	- 3 -
（2）いじめの早期発見.....	- 3 -
（3）いじめへの対処.....	- 3 -
（4）家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》	- 3 -
《地域》	- 4 -
（5）関係機関との連携.....	- 4 -
6. 重大事態への対処	- 4 -
（1）重大事態の意味について	- 4 -
（2）事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 4 -
7. 基本方針の見直し	- 5 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 5 -
本校のストップいじめアクションプラン	- 7 -

甲賀市立油日小学校 いじめ防止基本方針

令和6年（2024年）4月1日

甲賀市立油日小学校長

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。
- けんかやふざけ合いであっても、みえない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3.いじめの禁止

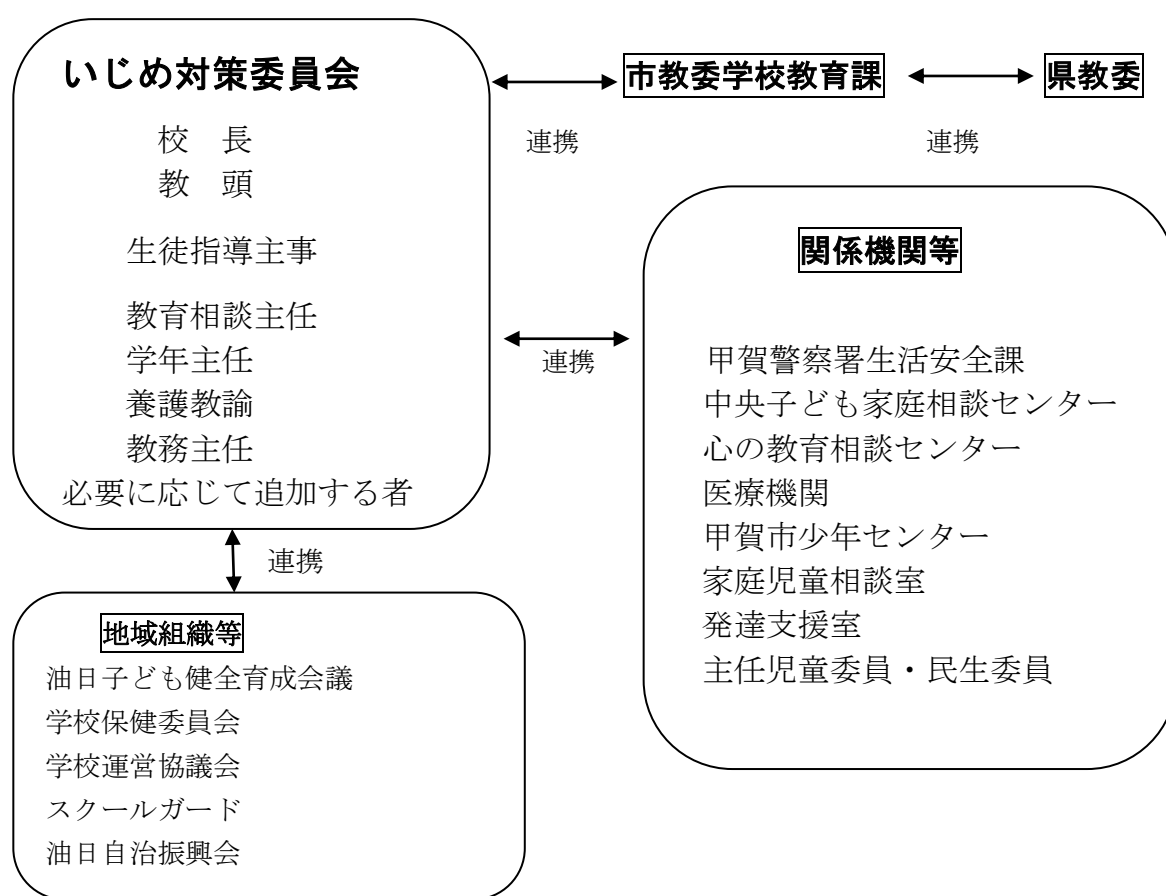
児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめの未然防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめの未然防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの未然防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめの未然防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめの未然防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながらP D C Aサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめの未然防止のための取り組み

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりとしつかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童生徒を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、福祉や医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などである。
- ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから(いつ頃から)か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和6年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立油日小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4 月	■いじめ防止対策基本方針 校内研修 ■学級開き・いじめをしない・させない・許さない ○通学分団会	□スクールガード依頼 △PTA地区常任委員会での情報交換
5 月	○一年生を迎える会 ●各学級「いじめま宣言」の策定 ●縦割り遊び(昼休み)	
6 月	■あのね週間(教育相談) ●児童総会 「いじめま宣言」発表 ■人権タイム(校内 人権の日)	◆油日学区子ども健全育成会議 ◆民生児童委員さんとの懇談会 ▲PTA親子ふれあい芸術鑑賞

7 月	<ul style="list-style-type: none"> ●たてわり遊び（昼休み） ●各学級「いじめま宣言」のふりかえり ○通学分団会 	△学校保健委員会
8 月		
9 月		
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会たてわり活動での交流 ■あのね週間（教育相談週間） ■人権タイム（校内 人権の日） 	
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ●チャレンジ大会（児童集会） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆油日学区子ども健全育成会議 ◆民生児童委員さんとの懇談会
12 月	<ul style="list-style-type: none"> □学校評価アンケート ■人権の日（人権週間） ○通学分団会 ●各学級「いじめま宣言」のふりかえり 	
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ○5、6年親子人権教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権・文化・創造まちづくりの集い △PTA子育て講演会
2 月	<ul style="list-style-type: none"> □学校保健委員会 ■人権タイム（校内 人権の日） 	△学校保健委員会

	<ul style="list-style-type: none"> ● 6年生ありがとう週間 ● たてわり遊び ● 六送会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○通学分団会 ●各学級「いじめま宣言」のふりかえり ■児童の情報引継ぎ・保幼小連絡会・小中連絡会 	△PTA常任委員会 引継ぎ
年間を通して	<ul style="list-style-type: none"> ●児童会・大空委員会ストップいじめアクション ●あいさつ運動 ●見守り隊（毎月1週間休み時間） ■あのねアンケートの実施と面談：毎月 ■あのね週間（教育相談週間）：年間2回（6月・10月） □毎月の生徒指導目標で意識づけ □部会・職員会議での情報共有（毎月） □人権ワークショップ（各学期・学年ごとの内容） 	<ul style="list-style-type: none"> ▲PTA：毎月の交通指導および見守り △PTA常任委員会：毎月の情報交換 ◆スクールガード：毎朝夕の見守り ◇更生保護女性会 愛の声かけ運動 ◇ゆうゆうクラブ 朝の交通指導 ◇安全リーダー・通学路アドバイザー 通学の見守り

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける）